令和4年8月31日付【日本下水道新聞】

水コン協の災害時支援

＜災害時支援実務者を育成＞

水コン協の災害時支援

（公社）全国上下水道コンサルタント協会 専務理事 **内田 勉**

災害時支援実務者を育成

1 水コン協の災害時支援の体制

近年、わが国においては豪雨や台風により全国各地で大規模水害が多発し、今年8月にも東北地方と北陸地方を中心に、記録的な大雨が降りました。

また、地震災害についても、今年3月、最大震度6強の福島県沖を震源とする地震が発生するなど、下水道施設も大きな被害を受けました。

防災・減災、国土強靭化は国として最重要の課題であり、下水道施設についても今後より一層の強靭化を図ることとされています。

国においては、令和2年末に、新たに令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が定められ、取組みのさらなる加速化を図ることとされました。

下水道においても、引き続き、国、地方公共団体、民間企業等が連携しながら、安全・安心の確保のため国土強靭化の推進に努めていくこととされています。

大規模な風水害や地震災害の際には下水道施設も大きく被害を受けることとなり、支援者による災害時支援活動が必要となります。

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会（以下、水コン協）は、地震、津波、台風、豪雨などにより上下水道施設に大規模な災害が発生した場合、「災害時の活動などに関する規程」（以下、規程）に基づき、水コン協本部事務局に水コン協広域災害対策本部を、被災地の水コン協支部事務局に水コン協現地災害対策本部を設置し、上下水道に係る災害時支援活動を実施することとしています。

震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に災害対策本部が設置され、支援活動として、国や都道府県に設置される災害時支援組織の運営のための要員の派遣などを行います。また、災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、規程に基づき災害訓練を毎年実施しています。

2 災害時支援協定

水コン協は、迅速な災害時支援により上下水道施設の早期の災害復旧が図られるようにするため、規程に基づき地方公共団体の要請を受けて災害時支援協定（以下、協定）を締結しています。

協定は地方公共団体の首長、上下水道事業管理者等と水コン協支部長の間で締結され、水コン協は災害復旧業務に従事する会員会社を紹介する役割を担います。

被災した地方公共団体が水コン協会員会社に直接災害復旧業務の支援要請をした場合には、各社が個別に対応します。

一方、水コン協と協定を締結している地方公共団体が水コン協に支援要請した場合には、水コン協支部事務局は支部会員会社に支援の意向調査を行い、支援可能な支部会員会社を紹介するとともに、災害復旧業務が円滑に進むよう情報提供を行うこととしています。

水コン協は地方公共団体と64件の協定を締結しています（8月1日現在）。このうち、北海道、秋田県、東京都、新潟県、福井県、滋賀県、京都府、広島県および愛媛県の9都道府県では、都道府県および管内市町村を一括した協定（以下、一括協定）としています。

一括協定参加市町村等を含め、協定対象の地方公共団体数は３８５となります。一括協定では、都道府県が各市町村の被災状況を取りまとめることで、支援体制の構築と市町村間の調整が容易となり、迅速で円滑な災害時支援を行うことが可能となります。

3 これまでの水コン協の災害時支援活動事例

これまで、大規模災害の発生に際して水コン協は各地で災害時支援を行ってきました。平成23年の東日本大震災における下水道施設の被災に関しては、地震規模が大きく被害が広範囲に及んだこともあり、地震発生直後から地方整備局の支援本部に要員を派遣するなど、積極的に支援活動に取り組みました。

協定に基づく支援の事例では、平成28年の熊本地震の際、下水道施設の被災に関して地震発生直後から情報収集および提供を行うとともに、被害の大きかった益城町では要請を受けて被災直後から、また、熊本市では二次調査が始まる段階から支援活動を行いました。

熊本市および益城町では、地震発生後、要請を受けて直ちに協定を締結し、協定に基づく初めての災害時支援活動となりました。特に、熊本市では被害が大きく、複数の会員会社が同時に支援を行うこととなったため、現地に会員会社の代表者が常駐する対策本部を設けました。

この対策本部は、災害査定を円滑に行うため、支援先の地方公共団体、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、支援に当たった会員各社等との間で連絡・調整、災害査定資料の確認・指示を行うなど、大きな役割を果たしました。

最近では、今年3月の最大震度6強を記録した福島県沖を震源とする地震で、宮城県より協定に基づく支援要請があり、支援を行いました。水コン協東北支部が支援業務に当たる会員会社を選定し、仙塩浄化センター、県南浄化センター、大和浄化センターなどの被災施設について、各担当会社が支援を行いました。

4 今後の課題など

先述の通り、水コン協は、大規模な災害が発生した場合の活動を迅速かつ円滑に実施するための規程を制定しています。

また、規程の運用を定めた「災害時の活動などに関する要領―２０２１年度版―」（以下、要領）および災害時支援の必携書である「災害時支援マニュアル（下水道版）２０１８年版」（以下、マニュアル）を制定しています。規程については、協会と会員の支援対応範囲についてより明確にするため、令和3年3月に一部改正しました。また、それに伴い、要領についても、最近の災害に対する支援の実績および情報の追加、最新の災害時支援協定締結状況の反映等を行い、令和4年3月に全面改正しました。今後もこれまでの経験を踏まえ、規程、要領、マニュアル等の見直しを図り、改善していくこととしています。

水コン協では、一連の知識を有する災害時支援者を継続的に育成することが重要と考えており、毎年、水コン協会員会社や地方自治体の職員等を対象に災害時支援者育成講習会を開催しています。講習会では、災害査定資料に関して、短期間での作成には下水道台帳システムの活用が不可欠であること、被災状況の説明資料がポイントとなること、復旧方針・方法について県全体で整合を図ることで効率化できることなどについて説明しています。今後も継続的に講習会を開催し、災害時支援者の能力向上を図っていくこととしています。